

ります二つの言葉につきまして定義をあげておるのでございますが、まず第一項は、滞納処分の定義といたしまして、「国税徴収法による滞納処分及びその例による滞納処分をいう。」となつております。国税徴収法は、国税の滞納がありました場合には、それを取扱官吏が強制的に取り立てる手続を定めておるのでございますが、この国税徴収法の滞納処分の規定を、他の多数の租税公課等に関する法律におきまして準用いたしております。もつとも、第何条を準用するという形でなく、国税徴収法による滞納処分の例によるという形で、租税、公課の徴収についてこの規定を引いておりますが、それらのものをすべて含めましてこの法律において滞納処分という言葉を使つておるわけございます。

次に第二項におきまして、「取税官吏等」の定義があげてございますが、これもそれぞれの法律によりまして、取税官吏という言葉に当らない徵稅官員その他の名称で、滞納処分を執行する権限を有する者すべてを含める意味で、この言葉の定義をあげておるわけでございます。

第三項におきまして、「有体動産、不動産の定義をあげてございますが、有体動産につきましては、民事訴訟法ではこの言葉の中に含めませんで、これを有価証券としてあげてございます。民事訴訟法と国税徴収法とで違いますので、これを一定することが必要と思ふますので、民事訴訟法にいう有体動産

を指すのであるということにいたしました。ま申し上げました記名株式、記名公社債等民事訴訟法において有体動産として扱っておりますものを含めることになります。また不動産という言葉も、民事訴訟法におきましては、不動産に関する所有権ばかりではなく、地上権、永小作権等も不動産といふふうで表わしておりますが、國税徴収法の方はそうなつておりますので、これも民事訴訟法の用語に從つて、ということを明らかにいたしたのでござります。前回も申し上げましたけれども、強制執行なり解納処分の対象となります財産は、動産、不動産、船舶のほかに、いろいろな財産があるわけですが、債権その他の財産のようなものは、この調整措置の対象といたしておりません。それは、債権等につきましては、調整の必要度が非常に高いということから、特に必要度の高いものをこの際取り上げて調整をはかるという趣旨で、債権等は含まれておりません。また、第三項に有体動産と申しておりますが、これは民事訴訟法による有体動産に対する強制執行の手続によって差し押さえられる財産をいうわけではありません。また、第三項に有体動産でありまして、動産でありますけれども、民事訴訟法の有体動産に対する執行手続によらない動産は、おのずから除外されるというわけであります。従いまして、自動車抵当法におきましては、航空機や建設機械等も、調整措置の対象になつております自動車、あるいは航空機抵当法、建設機械等によつて抵当権の対象になります。私抵当法等によつて抵当権の対象になりません。航空機や建設機械等も、調整措置の対象からはずれられますのであります。また、自動車などにつきましては、私抵当法等によつて抵当権の対象になります。

し上げます。

次に第五条は、先に行われました競合の処置による差し押さえが解除された場合の処置であります。納付処分が牛馬の手続が進行いたしまして、取税官吏等が差し押さえを解除いたします。そこで、直ちにそれを滞納者に返還いたしますと、債権者がなくなつたという理由によりまして、差し押さえを解除いたします。ときには、直ちにそれを滞納者に返還いたしますと、債権者の差し押さえの方が目的を達しないことになりますので、滞納処分による差し押さえを解除すべきときは、取税官吏がその有体動産を執行に引き渡すということにいたしております。ただ民事訴訟法による差し押さえは、債務者債権者及び債務者以外の第三者が占有しております有体動産を、民事訴訟法によって差し押える場合には、その占有しておる第三者が提出をこぼさない場合に限つて許されるのであります。が、国税徴収法による差し押さえの方は、第三者が占有をこぼさず、こぼさないにかかわらず、滞納処分による差し押さえが行われておりますので、滞納処分が解除になります。執行に引き渡す場合には、民事訴訟法の一般原則に基くわけであります。この場合に、占有しております者が、引き渡しをこぼみますと、この財産に対しては、民事訴訟法による強制執行ができないことになりますので、先に行われました強制執行による差し押さえが効力を失うことと定めております。

次は第六条であります。先に行われおりました滞納処分の手続が進行いたしまして、目的物たる財産を公売して、代金を取税官吏等が取得いたしました場合に、まず滞納処分の手数の滞納

処分費及び滞納期間の租税等の弁済に当てるわけであります、それでもなお残りがありました場合には、國税徵収法によりますと、残ったものを滞納者に交付することになります。この場合は民事訴訟法または競売法による差し押さえも行われておりますので、その売却代金の残りといふものは、滞納者に交付せずに、執行吏に交付することにいたしました。この執行吏が受け取った金を、有体動産の強制執行によって換価した場合の売得金とみなすことにしておきます。第二項におきまして「執行吏が交付を受けた金錢及びその交付を受けた日は、配当に關しては、それぞれ有体動産の強制執行による売得金及び競売期日とみなす。」とございますが、第一項によつて執行吏に交付されました金錢を、強制執行による売得金とみなして配当するということのほかに、配当加入、つまり差し押さえ債権者以外の債権者が配当に参加いたしますためには、競売期日までに配当加入の申し立てができるかといふことを明らかにする必要がございますが、この場合は、民事訴訟法による競売というものが行われません関係上、いつまでに配当加入の申し立てができるかといふことをいたしたのでございます。收稅官等が売却いたしました代金に残りがなかったときには、その旨を執行吏に通知いたしまして、強制執行の手続の方もそれで終るということになるわけであります。

三条におきまして滞納処分が先に行われている場合の差し押さえの方法は、執行者が「差し押える旨の書面を収税官吏に交付することによってする」としておるの強制執行による差し押さえを解除することによってするということにしておるのでございます。

次に第八条であります。これは滞納処分がまず行われた後に、強制執行による差し押さえが行なわれました場合に、滞納処分の手続が何らかの理由で進行しない。その間債権者が待つていろい的な弊害や不公平も生じておるのではございません。提案理由の際に述べられましたように、債務者が債権者から借りなければならないということから、の債権の執行を、取り立てを回避するために、ことさら租税を滞納いたしますとして、収税官吏等による差し押さえをしてしまま放つておくという事例がしばしばございまして、そのため債権の取扱い立てがむずかしいという非難が非常によつて、ある財産に対する債権者の追納処分を解除してもらいたいに滞納処分の手続の方を原則としてはいる道を開く必要があるのではないかというところから、第八条に強制執行

続行の決定の申請という規定を設けたわけであります。この申請がありました場合には、第九条によりまして裁判所が相当と認めるとときは強制執行の方を続行するという決定をするわけであります。この決定がござりますと、先に行われております滞納処分の方はそのままの状態で停止いたしまして、後に行われました強制執行の手続の方が進行していくわけであります。第九条で「相当」と認めるとときといふ言葉が使ってございまして、「相当と認めるとき」というのは一体どういう意味であるかといふことが衆議院における審議の際にも御質疑があつたのであります。この強制執行の手続の方を進行いたしますても、何らの実益のないような場合がござります。たとえば強制執行によつて目的物を換価いたしましても、その他の公課が原則として私債権よりも優先して徴収できることになつておりますので、手続の費用及び優先する租税、公課を支払いますと、債権者の受け取るものは何も残らないような事例を通じるような場合、かような場合に強制執行を行つたましても、実益がございませんので、かような場合は相当と認められない事例であろうと思うのであります。相當と認める場合といふのは、先ほど申し上げましたように、債権者の債権の取り立てを回避するためのことさらに滞納処分をまとめて、ことに強制執行の方を続行するため、いろいろ具體的な事情につきまして、債権者、被納者、双方の事情をしんしゃいたしまして、ことに強制執行の方を続行す

することによって債権者の受ける利益をたそれによつて債務者の受ける不利等を比較考量いたしまして、裁判所の判断で強制執行の方を続行すべきであるという事情がある場合に、続行決定が許されるということになっておるのあります。どういう場合ということは、個々に列举することは非常に場合が多いだけに困難であると思ひますので、かような抽象的な表現になつておるわけであります。

次に第十条であります、これは続行の決定のあった場合の効果でありますとして、先ほど申し上げましたように続行決定がありますと、滞納処分の方の執行をとめまして、強制執行の手続を進行するとなります。この法律は、後に行われた手続を原則として進行させない建前をとつておりますので、この法律の適用については、滞納処分による場合においては、強制執行による差し押さえの後にされたものとみなしまして、強制執行による手続の方を進行するということにいたしましたのであります。第三項におきまして「強制執行続行の決定があったときは、収税官吏等は、滞納処分による差し押さえの方を進行する」ということにいたしましたのであります。第三項におきまして「強制執行続行の決定があつたときは、収税官吏等は、滞納処分による差し押さえの方を進行する」といふことは、執行官吏にその交付を求めなければならぬことになりますが、これは滞納処分の手続におきまして滞納処分にかかる租税のみならずその他の租税や公課についても収税官吏の方に交付要求が出ておるわけであります。これが強制執行を続行する場合に、当然その交付要求が、強制執行手続において努力を払つておるのといたしますと、當然であります。裁判所に事情が明らかでない当ります裁判所に事情が明らかでない

場合が出て参りますので、強制執行の手続において交付を求めるとするか否かの公課は、あらためて執行手続その他の公課は、あらためて執行手続の方にその交付の要求を出さなければなりません。

第十一條は仮差し押えが後に行われる場合の規定でございまして、大体において帶納処分のあとで強制執行が行われる場合と同様でありますので、この規定を準用しておりますけれども、ただ、仮差し押えの性質上、配当とうようなことがまだ行わらない状況にありますので、若干の差異を設けておられます。

次に第二節は不動産または船舶に対する強制執行でありますが、第十二条におきまして競売開始の通知の規定を設けております。不動産または船舶につきましては、動産の場合のように執行機関が占有取得するという差し押えの方法でなく、競売手続開始決定といふ裁判所の裁判によって差し押えがなされるのであります。帶納処分がなされたります場合にも、競売手続開始決定すなわち言いがえますと、強制執行または競売法による差し押えがなされるものであることを明らかにいたしております。第二項では、その開始決定が行われたこと、すなわち差し押さえがあつたことを執行裁判所から取扱い官吏等に通知することになつております。

次に第十三条规定ですが、これについては、不動産についての第四条の規定と同様であります。第二項では、その開始決定が行われたこと、すなわち差し押さえがあつたことを執行裁判所から取扱い官吏等に通知することになつております。

後でなければ手続をすることができないことをいたしておりまして、原則としては書面による方へ進むべきである。

十四条は、滞納処分による差し押さえの解除の通知であります。これは収税官吏が不動産について滞納処分による差し押さえを解除しました場合には、自後裁判所の方で民事訴訟法または競売法による手続を進行しなければなりませんので、収税官吏等に通知をさせることにいたしております。

十六条は競売申立登記の抹消であります。不動産または船舶について民事訴訟法または競売法による差し押え、すなわち競売手続開始の決定がありまして、執行裁判所の嘱託によりまして、登記官吏は、競売の申し立てがあつたことを登記をするわけでありますけれども、滞納処分の方が進行いたしまして、競売によつては権利が移転したという登記をするところまで参りますと、もはや民事訴訟法または競売法による手続を進行する余地がなくなつるという点にしております。

第十七条は、滞納処分の方の手續が進行して充当代金を収税官吏等が得ました場合に、その代金の残り、すなわち滞納処分費や滞納にかかる租税公課等あるいは交付要求にかかる租税公課等

かような關係は、ちようど假差し押さえの執行がされている不動産を、他の債権のための強制競売によりまして売却いたしました場合の売却代金の場合と同様になりますので、これと同様のふとみなすことにいたします。次的第一十九条であります、第十八条までは不動産に対する強制執行なり、滞納處分についての規定を設けました。登記される船舶というものの場合は、不動産に準じて扱われることになっておりました手続上、ほとんど不動産の場合と差異がないのであります。不動産に関する規定を登記される船舶に準用いたしております。この登

また第二十二条は、強制執行が先に実行されました場合に、滞納処分の方の手続は原則として進行しないという趣旨を表わしておるわけでありまして、第二章の場合と照応する規定であります。ただし書きに「滞納処分続行承認の決定」という言葉がござりますが、これは第二十六条におきまして、裁判所が滞納処分の方の続行を承認する決定をすることになつております。すなわち滞納処分の手続が後に始まつたにもかかわらず、その方の手続を進行するという場合には、滞納処分を続行してよろしいという裁判所を裁判所が決

の手続を進行したからといって、賦課税公課の徴収に不利であるといふこともないのですが、たまたま債権者と債務者が通謀いたしまして、強制執行の徴収をのがれるために強制執行による差し押さえをしておくというような場合があるといったしますと、いつまでも弁済の猶予をすることによって強制執行による差し押さえがされたまま手続が進行せざるということとも考え得るのです。さような場合には、取扱官吏の方から滞納処分続行の承認を求めることができるにしたがります。

かにしておられます。
第三十条で、この場合でも、初めの手続が解除にならない限りあの手続は進行しない。ただ繰行承認の決定がなされたときだけ、後に出された滞納額を分の手続を進行するという趣旨であります。
第三十一条は、初めに行われました民事訴訟法による競売手続の方が、由し立ての取り下げ等によりまして、競落に至らずして完結いたしましたとき、それを収税官更に通知する規定であります。

またその半面、後に行われた民事訴訟法または競売法による手続の方が完全に結いたしました場合に、取り下げてそのままにして後の手続の方が終了いたしました場合には、そのことを収税官吏等に通知しなければならぬということにしたのが第十五条でござります。

に充てました残りがあつた場合の処置につきまして、不動産の場合と同様の規定を設けておるわけであります。第十八条は、仮差し押えの執行についての規定でありますから、趣旨は、動産の場合の仮差し押えについての第十二条の規定と同様であります。この場合、第二項、第三項は少しおわかりにくいかと思いますが、滞納処分の方の手続が進行いたしまして、売却代金の残りがあつたという場合に、国税徴収法によれば、その滞納者に交付することになるわけでありますけれども、第二の差し押さえがありますために、これを滞納者に交付せずに、不動産に対する強制執行の管轄裁判所に交付しておくるわけであります。これが仮差し押さえでなく、本差し押えでありますと、直ちにこの代金を一般債権者の配当に充て得るわけでありますけれども、仮

記される船舶と申しますのは、二十トン以上または二百石以上の船だけが登記されることになります。

次の第二十条であります。前条までの規定は民事訴訟法による競売、いわゆる強制競売の場合の規定として書いてござりますので、競売法による競売、すなわち抵当権執行のための競売につきましては、そのつど同じく第二十条で一括して強制競売の場合の規定を準用するという形にいたしております。

次の第三章は、強制執行が先に行われまして、後に滞納処分が行われる場合の規定であります。その第一節は、有体動産を滞納処分する場合であります。

第二十一条におきまして、強制執行による差し押さえがされている有体動産

るわけであります。その場合のほかは、後に行われた滞納処分の手続は準定であります。

第二十三条は、先に行われました強制執行の差し押さえを解除する場合の規定であります。これも第二章の逆の場合に照應する規定であります。

第二十四条は、滞納処分による差し押さえの解除の場合に、解除の通知を執行吏にするということでありまして、これも第二章と同様の規定であります。

第二十五条、これは強制執行を中止せねばならぬ場合は、または停止された場合に、後に提出されるべき滞納処分の方を進行してもらいたいというふうなことを取税官吏から裁判所に請求することができるにいたしたのと同様であります。租税その他の公課は、原則として一般私債よりも優先して取

定であります。が、この場合にも、裁判所が今あげましたような滞納処分の手続きを行わせる方がいいと認めるに足る事情がありますれば、滞納処分の手続きを承認するという決定をするわけでもあります。

その決定がありましたときは、滞納処分の方が、後に行われたにかかわらず、手続を進行いたしまして、強制執行の手続の方はとまってしまうといふことになるわけであります。そのことによつて、第二十七条に規定してございます。

第二十八条は、初めに仮差し押さえの執行がございまして、それに対して後に滞納処分による差し押さえをする場合の規定であります。が、これにつきましては、第二章の手続と大体同様でござりますので、これを準用することにしておきます。

次に第二節は、不動産または船舶に

記される船舶と申しますのは、二十トン以上または二百石以上の船だけが登記され、これより下のものは登記されません。

るわけであります。その場合のほかは、後に行われた滞納処分の手続は進行して、二、三月三日よりつづくうちに

定であります。この場合にも、裁判所が今あげましたような附納処分の方法を施行される方がいいと思ふ。

記される船舶と申しますのは、二十トン以上または二百石以上の船だけが登記されることになります。次の第二十条であります。前条までの規定は民事訴訟法による競売、いわゆる強制競売の場合の規定として書いてござりますので、競売法による競売、すなわち抵当権執行のための競売につきましては、そのつど同じくころに規定を設けずにおきまして、第二十条で一括して強制競売の場合の規定を準用するという形にいたしております。

次の第三章は、強制執行が先に行われまして、後に滞納処分が行われる場合の規定でありますて、その第一節は、有体動産を滞納処分する場合であります。

第二十一条におきまして、強制執行による差し押さえがされている有体動産に対しても、滞納処分としての差し押さえができるということ、及びその差し押さえの方法なり通知なりにつきまして、第二章の場合と同様の規定を設けております。

また第二十二条は、強制執行が先に行われました場合に、滞納処分の方の手続は原則として進行しないという趣旨を表わしておるわけでありますて、第二章の場合と照應する規定であります。ただし書きに「滞納処分続行承認の決定」という言葉がございますが、これは第二十六条におきまして、裁判所が滞納処分の方の続行を承認する決定をすることになつておりますて、すなわち滞納処分の手続が後に始まつたにもかかわらず、その方の手続を進行するという場合には、滞納処分を続行が裁判所がする

第三十三条は、先に行われました強制執行の差し押さえを解除する場合の規定であります。第二十四条は、滞納処分による差し押さえを解除する場合に、解除の通知を郵便にて送付する規定であります。これも第二章の逆の規定であります。第二十五条は、強制執行を中止または停止された場合に、後に出された滞納処分の方を進行してもらいたいと、いうことを収税官吏から裁判所に請求することができるにいたしたので、強制執行の手続で換価——金に換えられます。強制執行その他の公課は、原則として一般私債権よりも優先して取扱われることになりますので、強制執行の手続で換価——金に換えられます。それでも、租税その他の効果は優先的に支払われるわけですから、そちらの手続を進行したからといって、特權者と債務者が通謀いたしまして、租税の徴収をのがるために強制執行による差し押さえをしておくといふような場合があるといたしますと、いつまでも弁済の猶予をすることによって、強制執行による差し押さえがされたまま手続が進行せずにいるということもあります。さような場合には、収税官吏の方から滞納処分続行の承認を求めることができます。第二十六条は、その場合の裁判の規定であります。

定であります。が、この場合にも、裁判所が今あげましたような帶納処分の手続を行なわせる方がいいと認めるに足る事情がありますれば、帶納処分の手続を承認するという決定をするわけでもあります。

その決定がありましたときは、帶納処分の方が、後に行われたにかかわらず、手続を進行いたしまして、強制執行の手続の方はとまってしまうといふことになるわけであります。そのことが第二十七条に規定してございます。

第二十八条は、初めに仮差し押さえをする場合に帶納処分による差し押さえをする場合の規定であります。が、これにつきましては、第二章の手続と大体同様でございますので、これを準用することにいたしております。

次に第二節は、不動産または船舶に対する帶納処分であります。が、第二十九条におきまして、初めに民事訴訟法による競売手続開始の決定があつた不動産に対して、帶納処分の差し押さえをすることができるということを明らかにしております。

第三十条で、この場合でも、初めの手続が解除にならない限りあととの手続は進行しない。ただ続行承認の決定がなされたときだけ、後に出された帶納処分の手続を進行するという趣旨であります。が、動産の場合と同様の規定であります。

第三十一条は、初めに行われました民事訴訟法による競売手続の方が、申し立ての取り下げ等によりまして、競落に至らずして完結いたしましたとき、それを収税官吏に通知する規定であります。

昭和三十二年三月十五日印刷

昭和三十二年三月十六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局